

中小企業の振興に関する条例

逐条解説

平成27年10月

兵庫県議会

目 次

前 文	1
第 1 条（目的）	2
第 2 条（定義）	2
第 3 条（基本理念）	4
第 4 条（県の責務）	5
第 5 条（市町の役割）	5
第 6 条（中小企業者の役割）	6
第 7 条（中小企業関係団体等の役割）	6
第 8 条（県民の役割）	7
第 9 条（計画の策定等）	8
第10条（議会の議決）	9
第11条（中小企業の支援体制等の強化）	9
第12条（中小企業者の事業活動を担う人材の確保及び育成）	10
第13条（中小企業者の雇用環境の整備）	10
第14条（中小企業の新たな事業の展開等の促進）	11
第15条（中小企業の販路の拡大支援）	11
第16条（中小企業者の受注機会の増大）	12
第17条（中小企業の創業等の促進）	12
第18条（中小企業の事業の承継の促進）	13
第19条（地場産業の振興）	13
第20条（商店街の活性化）	14
第21条（支援措置）	15
第22条（市町への支援）	15
第23条（施策の実施状況の報告等）	16
第24条（補則）	16
附 則（施行期日）	16
（中小企業の振興に関する計画に係る経過措置）	16
《参考資料》	
中小企業の振興に関する条例（平成27年兵庫県条例第44号）	18
制定の経緯	23

(前 文)

県内企業の大宗を占める中小企業は、本県経済の発展に寄与し、多くの雇用の場を創出する産業活力の原動力である。ものづくり立県である本県には、世界に通用する優れた技術を有する中小企業が数多く存在するほか、郷土の歴史と伝統に培われ、地域と密着した多様な地場産業の産地が各地に形成されており、中小企業は、まちづくりや文化の形成を促進するなど、社会の主役として地域を支え、県民生活の向上に重要な役割を担っている。

こうした中、中小企業を巡る情勢は、企業間競争の激化や市場規模の縮小など、大きく変化しつつあり、その経営環境は極めて厳しい状況にある。特に小規模企業は、資金や人材等の経営資源の確保が難しく、さらに困難な経営状況に直面している。

本県では、人口の減少を抑制するとともに、東京圏に一極集中している人口及び活力を地方に分散することによって、将来にわたり活力のある地域社会を構築していく「地域創生」を積極的に推進しており、その取組を実効あるものにするためには、地域の経済と雇用を支える中小企業の成長や持続的発展が不可欠である。

中小企業は、経営資源の制約等から幾多の困難にさらされてきたが、県内の中小企業の多くは、競争力の源泉ともいえる伝統や文化、技術の継承のみならず、県民気質でもある時代を先取りする「進取の気性」を有し、自らの努力と創意工夫や挑戦を重ねることによってその苦難を乗り越えてきた歴史がある。

こうした意欲を持った中小企業が持てる力を十分発揮できるよう、不足する経営資源を補い、その自助努力を支援していく取組が今求められている。

中小企業の振興が県政の最重要課題の一つであることを再認識し、地域の経済の活性化ひいては本県の持続的発展を確固たるものにするため、各般の施策を総動員することによって、地域ぐるみで本県の中小企業の振興、とりわけ小規模企業の振興に、県が先頭に立ち積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は、この条例を制定するに到った背景や経緯、中小企業振興に関する県の考え方等を明らかにするものである。

【解説】

本県の中小企業振興に関する基本的な条例として、中小企業が果たしてきた役割や重要性、中小企業が置かれている厳しい経営環境等を示したうえで、将来にわたっての活力のある地域社会の構築を目指す「地域創生」の取組を実効あるものにするためにも、地域の経済と雇用を支える中小企業の成長や持続的発展が不可欠であることから、意欲ある中小企業の自助努力を支援し、地域ぐるみで本県の中小企業の振興、とりわけ小規模企業の振興に県が先頭に立ち、県政の最重要課題の一つとして積極的に進めていく決意を述べるなど、条例全体の考え方を明示するとともに、本条例を制定する必要性を明らかにするべく、前文を設けた。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が地域の経済及び雇用を支え、地域社会の担い手として重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するとともに、兵庫県の地域創生を実効あるものとし、もって地域の経済の発展、雇用の促進及び県民生活の向上を図ることを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例制定の目的を明らかにするものである。

【解説】

前文で述べたように、中小企業が本県経済・雇用の基盤となる重要な役割を担っているとの認識のもと、地域の元気づくりの鍵となる中小企業を振興することによって、本県の「地域創生」を実効あるものとし、ひいては地域経済の発展、雇用の促進及び県民生活の向上を図ることを本条例の目的とする旨、規定している。

なお、本条例における「地域創生」とは、「地域創生条例」の第1条に規定する、「急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少を抑制するとともに、東京圏に一極集中している人口及び活力を地方に分散することにより、地方が自立する構造を確立し、将来にわたって、県内の各地域で活力のある地域社会を構築していくための取組」をいう。

《関連法令》

- 中小企業基本法 第1条、第3条
- 小規模企業基本法 第1条

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 新規中小企業者 中小企業者のうち官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第2項に規定する新規中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 中小企業関係団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業の振興を目的とする団体であって、県内に所在するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫及び信用協同組合その他の金融機関であって、県内に事務所を有するものをいう。
- (6) 大企業者 中小企業者以外の会社（金融機関を除く。）であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(7) 大学等 大学、高等専門学校その他の教育研究機関であつて、県内に所在するものをいう。

【趣旨】

本条は、本条例において使用される用語の定義について定めるものである。

【解説】

- 1 「(1) 中小企業者」において引用する中小企業基本法第2条第1項は、次のとおりである。

【中小企業基本法】

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

- 2 「(2) 小規模企業者」は、(1) で定義する中小企業者のうち、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者である。

【中小企業基本法】

第二条

- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。

- 3 「(3) 新規中小企業者」は、(1) で定義する中小企業者のうち「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第2項に規定する新規中小企業者である。

【官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律】

第二条

2 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 事業を開始した日以後の期間が十年未満の個人
- 二 設立の日以後の期間が十年未満の会社

4 「(4) 中小企業関係団体」は、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会のほか、中小企業の事業の共同化のための組織や各種経済団体など、中小企業の振興を目的とする団体を想定している。

5 「(5) の金融機関」は、銀行、信用金庫、信用協同組合をはじめ、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合等の預貯金取扱金融機関のほか、信用保証協会や銀行協会などの関係機関を想定している。

6 「(7) の大学等」は、大学、高等専門学校のほか、職業系専門高校及び普通科系高校等の高等学校、県立の公共職業能力開発施設並びに県内に立地する公的及び民間の研究機関を想定している。

《関連法令》

- 中小企業基本法 第2条
- 小規模企業基本法 第2条
- 官公需受注確保法 第2条

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した中小企業者の経営の向上に対する自主的な努力及び創意工夫を促進することを旨として、推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、本県に存する多様な技術、優れた産業基盤、特色ある地域資源等を積極的に活用することにより、推進されなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例の内容を定めるに当たって「基本となる理念」を定めるものである。

【解説】

まず第1項において、中小企業の振興は、中小企業を単に弱者と見るのではなく、地域経済の基盤を形成するものであるとの認識のもと、当事者である中小企業者における経営の向上に対する自主的な努力や創意工夫等によって推進されることを原則とし、県はその支援を行うとの基本的考えを示している。

第2項では、他府県にない個性あふれる中小企業の成長や発展を図りつつ、将来にわたって県内各地で活力ある地域経済を構築するため、本県に存在する多様な技術や優れた産業基盤、特色ある地域資源等を積極的に活用していくことを規定している。

《関連法令》

- 中小企業基本法 第3条
- 小規模企業基本法 第3条

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業関係団体、金融機関、大企業者、大学等その他の関係機関と連携を図るものとする。

3 県は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、小規模企業者に対して、その経営の状況に応じ、事業の持続的発展が図られるよう、必要な配慮をするものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における県の役割を「責務」として定めるものである。

【解説】

条例上「責務」とすることにより、他主体の「役割」より強い位置付けとしている。

第1項では、県は、基本理念に基づき中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとし、第2項では、施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業関係団体をはじめとする幅広い関係機関と緊密に連携しつつ行うこととしている。

さらに第3項では、人口減少など経済社会情勢が変化する中で、自立的で個性豊かな地域社会の形成において、小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大している（小規模企業振興基本法第3条）ことから、本条例においてもその振興に特に意を用い、経営資源の確保が困難な小規模企業者に対して、その経営の状況に応じ、事業の持続的発展が図られるよう、必要な配慮をすることを規定している。

《関連法令》

- 中小企業基本法 第4条、第8条
- 小規模企業基本法 第3条、第5条、第9条

(市町の役割)

第5条 市町は、県、他市町及び中小企業関係団体と連携し、中小企業の振興に関する施策を積極的に実施するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における市町の「役割」を定めるものである。

【解説】

県内の各市町は、県、他市町及び中小企業関係団体と連携し、中小企業の振興に関する施策を、地域の特性を生かして積極的に実施するよう努めることを規定している。

《関連法令》

- 中小企業基本法 第6条
- 小規模企業基本法 第7条第1項

(中小企業者の役割)

第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的な努力及び創意工夫により経営の向上に努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会の担い手として、その事業活動を通じ、地域の経済の発展及び県民生活の向上に貢献するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における中小企業者の「役割」を定めるものである。

【解説】

中小企業者は、第3条における基本理念を踏まえ、人口減少や国際化、情報化の進展等、経済的社会的環境の変化に対応して、当事者としての自らの努力と創意工夫により経営の向上に努めること、また、地域社会の担い手という役割に鑑み、商品開発や製造販売、役務の提供等、中小企業者自身が行う事業活動によって、地域経済の発展及び県民生活の向上に貢献するよう努めることを規定している。

《関連法令》

- 中小企業基本法 第7条第1項
- 小規模企業基本法 第8条第1項

(中小企業関係団体等の役割)

第7条 中小企業関係団体は、中小企業者が経営の向上を図る取組に対して積極的な支援に努めるものとする。

2 中小企業関係団体は、その活動を行うに当たっては、県及び市町が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 金融機関は、中小企業の資金需要に対する適切な対応のほか、中小企業の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により、中小企業者が経営の向上を図る取組に対する協力を努めるものとする。

4 大企業者は、その事業活動における中小企業の重要性についての理解を深めるとともに、中小企業者に対し、事業機会の拡大及び技術の向上その他必要な協力をするよう努めるものとする。

5 大学等は、中小企業者が行う研究開発及び人材の育成に対する支援に努めるとともに、学生に対する中小企業に関する情報の提供及び就業体験等を通じた職業意識の醸成に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における中小企業関係団体や金融機関、大企業者、大学等、それぞれの主体の「役割」を定めるものである。

【解説】

第1項及び第2項では、中小企業者にとって身近な存在である「中小企業関係団体」は、中小企業者の経営向上を図る取組に対して積極的な支援などに取り組むとともに、その活動を行うに当たっては、県及び市町が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努める役割があることを規定している。

第3項では、「金融機関」は、中小企業の事業活動に資金面からアプローチを行う存在として、中小企業の資金需要に対する適切な対応を行うほか、中小企業の事業活動に有用な情報の提供等によって、中小企業の経営の向上への取組に対して協力する役割があることを規定している。

第4項では、「大企業」は、中小企業と自らの事業活動への関わりが深いことから、その中小企業の重要性についての理解を深めるとともに、中小企業者と積極的な交流を図り、事業機会の拡大及び技術の向上等、必要な協力をする役割があることを規定している。

第5項では、「大学等」は、中小企業者の事業活動に係る研究開発や企業内人材の育成に対して支援を行うとともに、学生に対する中小企業に関する各種情報の提供やインターンシップ等による就業体験などを通じ、職業意識を醸成する役割があることを規定している。

《関連法令》

- 中小企業基本法 第7条第2項、第3項
- 小規模企業基本法 第8条第2項、第3項

(県民の役割)

第8条 県民は、中小企業の振興が、地域の経済の発展及び県民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業者が供給する商品の購入及び役務の利用、中小企業における就労等を通じ、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における県民の「役割」を定めるものである。

【解説】

県民に対し、中小企業の振興が本県における地域経済の発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、消費者として中小企業者が供給する商品の購入やサービスの利用を図るよう求めるほか、「地域創生」における地域の元気づくりの観点から、県内の中小企業への就労等を通じた中小企業の振興に協力するよう努めることを規定している。

(計画の策定等)

第9条 知事は、中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業の振興に関する計画を策定するものとする。

2 知事は、前項の計画の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止（以下「策定等」という。）に当たっては、中小企業者及び中小企業関係団体の意見を聴くものとする。

3 前項の規定は、第1項の計画に基づく中小企業の振興に関する施策の策定等について準用する。

4 知事は、第1項の計画の策定等をしたときは、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、知事が中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るために「計画」を策定するとともに、当該計画や計画に基づく施策の策定等に当たっての意見聴取の実施、公表について定めるものである。

【解説】

第1項では、知事は、中小企業の振興に関し、施策を総合的に推進するため、「中小企業の振興に関する計画」を策定することを規定している。

なお、「中小企業の振興に関する計画」については、条例施行時において既に存在する「ひょうご経済・雇用活性化プラン」に掲げる中小企業振興に関する部分との関連から、その取扱いを附則のとおり整理することとした。

第2項では、当該計画を策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止する際には、中小企業者及び中小企業関係団体の意見を聴く必要があることを規定している。

意見を聴取する方法は、計画策定等に係る有識者会議等における意見聴取のほか、企業ヒアリング、提案募集等が想定される。

続く第3項では、計画に基づき具体的な施策を策定する場合においても、計画の策定時と同様、中小企業者及び中小企業関係団体の意見を聴く旨を規定している。

さらに第4項では、計画を策定、変更又は廃止したときには、知事は速やかに公表する旨を規定している。

《関連法令》

○ 小規模企業基本法 第13条第1項、第3項、第4項

(議会の議決)

第10条 知事は、前条第1項の計画の策定等をするに当たっては、議会の議決を経なければならない。

【趣旨】

本条は、知事が中小企業の振興に関する計画の策定、変更又は廃止をするにあたっては、議会の議決が必要であることを定めるものである。

【解説】

前文に記載したとおり、中小企業の振興が県政の最重要課題の一つであるとの認識のもと、二元代表制の一翼を担う議会として「中小企業振興のための計画」の策定等に積極的に関与し、意見を述べていく姿勢を明確にするため、当該計画を議決対象とする旨を規定している。

(中小企業の支援体制等の強化)

第11条 県は、中小企業が抱える経営課題の解決に資するため、中小企業者が相談その他総合的な支援を受けることができる体制を整備するとともに、中小企業関係団体の活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条から第20条までは、中小企業振興に関する本県の基本的な施策について定めるものである。

具体的には、本条から第13条までは、中小企業者が自らの努力や創意工夫によって事業を展開していけるよう、総合的な支援体制の整備や人材の確保等について必要な施策を講じることを規定している。

また、第14条から第18条までは、中小事業者が事業を展開する上で特に支援が求められる事項について、必要な施策を講じることを、さらに第19条から第20条までは、個別の事業者ではなく、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において形成された「地場産地」及び「商店街」の振興等について、必要な施策を講じることを規定している。

本条では、中小企業の経営課題を解決するため、県が総合的な支援体制を整備するとともに、中小企業への支援活動を行う中小企業関係団体を支援する施策を講じることを定めるものである。

【解説】

県は、様々な経営課題を抱える中小企業を総合的に支援するため、県域の産業支援機関である公益財団法人ひょうご産業活性化センターを中心に、県内の中小企業支援機関と金融機関・大学等の連携団体によるネットワークを構築し、ワンストップで企業のニーズに的確に対応するほか、商工会、商工会議所等が実施する小規模企業への経営指導に対する支援や中小企業組合等が行う交流促進事業に対する支援など、中小企業関係団体の活動を支援する各般の施策を講じる旨を規定している。

《関連法令》

- 中小企業基本法 第15条第2項
- 小規模企業基本法 第20条

(中小企業者の事業活動を担う人材の確保及び育成)

第12条 県は、中小企業者の事業活動を担う人材の確保及び育成を図るため、雇用の促進並びに職業能力の開発及び向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

中小企業の人材の確保・育成は大企業に比べて容易でないことから、県として中小企業の雇用促進及び職業能力開発等の施策を講じることを定めるものである。

【解説】

中小企業の最大の資産である人材の確保について、学生に対する中小企業の理解を深めるセミナーや企業と学生のマッチングを図る就職面接会、企業見学会等を開催するなど、「地域創生」の社会増対策にもつながる若者等の地域内定着やUJIターンを促進する取組みを進めるほか、合同研修会の開催や中小企業の在職者を対象とした実践的な職業訓練を実施するなど、雇用の促進並びに職業能力の開発・向上のための各般の施策を講じる旨を規定している。

《関連法令》

- 中小企業基本法 第21条
- 小規模企業基本法 第17条

(中小企業者の雇用環境の整備)

第13条 県は、中小企業者による多様な就業の機会の創出を促進するため、中小企業者が行う従業員の仕事と生活の調和に配慮した雇用環境の整備のための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

中小企業は地域の雇用を支える重要な役割を担っている一方、経営資源の制約等により大企業と同等の雇用環境整備が難しいことから、中小企業者が従業員の「仕事と生活の調和」に配慮した雇用環境の整備に取り組む際に、県が支援措置を講ずることを定めるものである。

【解説】

県は、政労使一体となった「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」についての県民や企業への普及啓発をはじめ、企業が行う休暇や多様な働き方等の制度整備、女性の職域を拡大するための事業所の改修や育児・介護休業の取得促進のための賃金助成等、中小企業者による多様な就業機会の創出の促進に向けて、ワーク・ライフ・バランスを推進する環境整備を支援するなど、各般の施策を講じる旨を規定している。

《関連法令》

- 中小企業基本法 第21条

(中小企業の新たな事業の展開等の促進)

第14条 県は、中小企業の新たな事業の展開を促進するため、新たな商品又は役務の開発の促進、商品の新たな生産若しくは販売の方式又は役務の新たな提供の方式の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業の競争力の強化を図るため、技術開発の促進、産学官又は産業間の連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

中小企業が競争力を強化するためには技術開発や産学官連携等が重要であるが、中小企業が単独で技術開発等を推進することは難しいことから、県として産学官をはじめとする異分野・異業種の技術交流や共同研究を促進するとともに、中小企業等への技術支援・相談等を実施するなどの施策を講ずることを定めるものである。

【解説】

第1項では、成長発展を目指し、自らリスクを取って取り組む中小企業等の技術力強化に向け、新商品開発や技術開発、新たな販売方式の導入を支援するための各般の施策を講ずる旨を規定している。

第2項では、中小企業の競争力強化に向け、技術開発の促進、産学官の連携並びに産業間の連携の促進等について、県が支援措置を講ずる旨を規定している。

《関連法令》

- 中小企業基本法 第12条、第14条
- 小規模企業基本法 第15条

(中小企業の販路の拡大支援)

第15条 県は、中小企業の販路の拡大を支援するため、中小企業者の連携又は共同での販路の開拓を支援するとともに、見本市、商談会等に出展する中小企業者への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

中小企業が事業を展開する上で、新商品・新技術の開発に加え、販路の拡大が極めて重要であることから、県として中小企業が共同で行う販路拡大や見本市等への出展に対する支援などの施策を講ずることを定めるものである。

【解説】

多くの中小企業が開発した商品の情報発信や販路開拓を課題としているが、マーケティングに人員を振り向けるだけの余裕がなく、広域的な販路開拓の手がかりを持たない等の理由から、中小企業者単独での販路開拓は困難であり、とりわけ海外展開に

対しては、躊躇している企業が多いのが実情である。

こうしたことから、中小企業のグループ化や共同による販路開拓を支援することが重要であるため、大都市圏での情報発信を充実させるほか、国内外の見本市や商談会等に出展する中小企業者への支援を実施するなど、各般の施策を講じる旨を規定している。

《関連法令》

- 小規模企業基本法 第14条

(中小企業者の受注機会の増大)

第16条 県は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、県の物品及び役務の調達、工事の発注等に関する中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

中小企業の受注機会の拡大を図るため、県自らが需要者となって、中小企業の需要の増進に資するよう、調達に関して配慮すべきことを定めるものである。

【解説】

中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、県の物品及び役務の調達、工事の発注等に関する中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものと規定している。

なお、第17条第2項において、新規中小企業者に対する官公需の受注機会の確保に努めることを規定している。

《関連法令》

- 中小企業基本法 第23条

(中小企業の創業等の促進)

第17条 県は、中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の実施、創業に必要な資金の供給の円滑化、創業をしやすい先進的な事業環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、新規中小企業者に対し、融資制度の充実、販路拡大の支援、官公需の受注機会の確保等の促進に努めるものとする。

【趣旨】

事業所の減少が続く中、本県が他府県より創業しやすい場となるよう、県として先進的な事業環境の整備について各般の施策を講じることを定めるものである。

【解説】

第1項では、県内での創業を促進するため、創業しやすい事業環境の整備、新たに起業を目指す起業家等を対象としたビジネスマッチングの場の提供その他の必要な施策を講ずる旨を規定している。

第2項では、新規創業者等の事業の継続・成長を支援するため、研究開発に取り組むベンチャー企業等に対する投融資を行うほか、販路拡大の支援、官公需の受注機会の確保等の促進について、新規中小企業者に配慮する旨を規定している。

《関連法令》

- 中小企業基本法 第13条
- 小規模企業基本法 第16条第1項

(中小企業の事業の承継の促進)

第18条 県は、中小企業に蓄積された経営資源の散逸を防ぎ、円滑な事業の承継を促進するため、中小企業の後継者の育成、経営資源の効果的な活用に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

後継者不足等で中小企業が廃業することによる経営資源の散逸を防ぎ、円滑な事業承継を促進するため、県として後継者の育成やこれら人材や技術等の経営資源の効果的な活用などの施策を講ずることを定めるものである。

【解説】

永続的に企業を存続・発展させ、技術・暖簾（のれん）を後の世代に伝えていくことは、中小企業の厚みを増し、本県経済が継続的に発展を続けていくためにも重要である。経営者等の高齢化や後継者不足もあり、とりわけ個店を含む小規模企業の経営者の多くは、事業承継を進めるうえで「後継者の育成」で苦労していることから、円滑な事業継承実現のため、事業承継が必要な企業の掘り起こしから課題抽出、セミナーや個別説明会の開催等による課題の解決・事業の承継まで、段階に対応した支援を行うなど、各般の施策を講じる旨を規定している。

《関連法令》

- 中小企業基本法 第24条第4項
- 小規模企業基本法 第16条第2項

(地場産業の振興)

第19条 県は、地場産業を振興するため、商品の付加価値を高め、他の産地との差別化を図ることにより、情報発信力及び市場競争力において優位性を持たせるブランド化の促進、技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

地場産業を振興するため、県として産地のブランド化を促進することにより商品の高付加価値化、差別化を図るとともに、他産地との優位性を持たせるために必要な施策を講ずることを定めるものである。

【解説】

本県には、郷土の歴史と伝統に培われ、地域社会と密着した地場産業の産地が県内各地で形成され、特に、清酒、ケミカルシューズ、皮革、手延素麺、かばん、線香、釣針などは、生産金額等において全国トップのシェアを占めている。また、その他にも播州織や金物、粘土瓦などの全国有数の産地として知られている。

これらの地場産業は、成熟社会におけるライフスタイル産業として発展していくことが可能であり、ブランド化の取組をさらに進めることにより、新たな価値を創出し、国内外に販路を拡大することが期待されることから、新製品・新技術の開発や需要開拓、人材育成事業を支援するなど、各般の施策を講じる旨を規定している。

《関連法令》

- 中小企業基本法 第19条

(商店街の活性化)

第20条 県は、中小小売商業及び中小サービス業の振興並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与する商店街の活性化を図るため、商店街の活性化に取り組む団体に対する支援、商店街における創業の促進又はまちのにぎわいづくりに向けた取組に対する支援、空き店舗の増加等により衰退が著しい商店街の再生を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

経済的な機能に加え、賑わいのあるまちづくりや地域コミュニティの維持にも重要な役割を担う商店街の活性化を図るため、県として商店街の活性化、再生に係る支援を行うことを定めるものである。

【解説】

商店街は、身近な買い物の場であるのみならず、少子・高齢社会における地域コミュニティやまちづくりの担い手として期待されている。大型店の進出や商圈人口の減少等の環境変化に加え、経営者の高齢化や後継者不足等による空き店舗の増加など商店街を取り巻く厳しい状況を打破するため、個店それぞれの商業力の強化に加え、商店街等が実施するイベントや地域コミュニティの強化、買い物の利便性を高める取組に対し支援を行うとともに、魅力ある商店街の再生に向けた新規出店・開業等に対する支援など、各般の施策を講じる旨を規定している。

《関連法令》

- 中小企業基本法 第20条

(支援措置)

第21条 県は、第11条から前条までに規定する中小企業の振興に関する施策を推進するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の向上等を図るための財政上の措置
- (2) 中小企業者の資金調達の円滑化等を図るための金融上の措置
- (3) 中小企業者の事業活動の促進を図るための税制上の措置
- (4) 中小企業者に対する技術的な支援及び経営指導その他の必要な措置

【趣旨】

本条は、県が中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、財政上、金融上、税制上の措置を講ずるとともに、中小企業者に対する技術的な支援及び経営指導その他の必要な措置を講ずることを定めるものである。

【解説】

中小企業の振興のため施策を総動員して取り組むこととし、行革取り組み中の厳しい県財政の下ではあるが、財政上、金融上、税制上の措置を講ずるとともに、中小企業者に対する技術的な支援及び経営指導その他の必要な措置を講ずる旨を規定している。本条に県が講ずるべき支援措置を改めて規定することで、中小企業の振興に向けた県の決意を明確にしている。

- ① 中小企業者の経営の向上等を図るための財政上の措置
- ② 中小企業者の資金調達の円滑化等を図るための金融上の措置
- ③ 中小企業者の事業活動の促進を図るための税制上の措置
- ④ 中小企業者に対する技術的な支援及び経営指導その他の必要な措置

《関連法令》

- 中小企業基本法 第9条
- 小規模企業基本法 第10条

(市町への支援)

第22条 県は、市町と協力して中小企業の振興に関する施策を推進するため、市町に対する情報提供、助言その他の必要な支援を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県が市町と協力して中小企業の振興に関する施策を推進するため、県として必要な支援を講ずることを定めるものである。

【解説】

中小企業の振興策を実効性あるものとするためには、県と市町が適切な役割分担の下、連携協力して課題解決に当たることが必要であることから、市町自らが自主的に行う中小企業の振興策の検討に当たって参考となるよう、県から市町に対し、各種情報の提供や助言、その他の必要な措置を講ずる旨を規定している。

(施策の実施状況の報告等)

第23条 知事は、毎年度、第9条第1項の計画に基づく中小企業の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告の内容を公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、計画に基づいて実施した中小企業の振興に関する施策の実施状況について、知事は、毎年度、県議会に報告するとともに、報告の内容を県民に公表しなければならないことを定めるものである。

【解説】

第9条第1項によって中小企業の振興に関する計画の策定は議決案件とされており、個別条例において規定したことの重要性に鑑み、当該計画に基づく施策の実施状況については議会への報告を義務付けたものである。実施状況の議会への報告は、実施状況の概要が判明した後の直近の定例会である9月定例会に報告書を提出することによって行うこととする。

《関連法令》

- 中小企業基本法 第11条第1項
- 小規模企業基本法 第12条

(補則)

第24条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、本条例の施行に当たって、運用面等で必要な事項は、別途、規則において規定することを定めるものである。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(中小企業の振興に関する計画に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているひょうご経済・雇用活性化プランのうち中小企業の振興に関する部分を、第9条第1項の規定により策定された計画とする。

【趣旨】

第1項は、本条例の施行日を公布の日とすることを定めるものである。

第2項は、第9条第1項に規定する「中小企業の振興に関する計画」について、経過措置として「ひょうご経済・雇用活性化プラン」のうち中小企業の振興に関する部分とすることを定めるものである。

【解説】

県として、中小企業振興策に早急に取り組む必要があり、また、関係者・団体等に法的義務を課すものではないことから周知期間を置かず、公布の日をもって条例施行するものである。

また第9条でも触れたように、経過措置として「中小企業の振興に関する計画」は、条例施行時に既に存在する「ひょうご経済・雇用活性化プラン」は中小企業振興策がその内容の大部分を占めることから、同プランの計画期間中（～平成30年度）においては、同プランのうち中小企業の振興に関する部分を本条例に規定する「中小企業の振興に関する計画」とすることとした。

なお、当該計画期間中に同プランの改訂がなされる場合は、併せて本条例に基づく計画についても改訂がなされたものとなる。当該計画期間が満了した場合には、新たなプランの策定とともに、計画についても新たに策定することとなるが、その形式については、同プランとは別に計画を策定する方法と、同プランの中で計画の位置づけを明確にした上で、同一のものとして策定する方法が考えられる。

また、同プランは、「県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」の第2条第2号に規定する基本的な計画（H26. 1. 14告示第18号）であり、平成30年度末に計画期限を迎える際には同条例に基づく議決案件となるため、その改正にあたっては、「中小企業の振興に関する条例」に基づく計画策定との関係に改めて留意する必要がある。

中小企業の振興に関する条例

県内企業の大宗を占める中小企業は、本県経済の発展に寄与し、多くの雇用の場を創出する産業活力の原動力である。ものづくり立県である本県には、世界に通用する優れた技術を有する中小企業が数多く存在するほか、郷土の歴史と伝統に培われ、地域と密着した多様な地場産業の産地が各地に形成されており、中小企業は、まちづくりや文化の形成を促進するなど、社会の主役として地域を支え、県民生活の向上に重要な役割を担っている。

こうした中、中小企業を巡る情勢は、企業間競争の激化や市場規模の縮小など、大きく変化しつつあり、その経営環境は極めて厳しい状況にある。特に小規模企業は、資金や人材等の経営資源の確保が難しく、さらに困難な経営状況に直面している。

本県では、人口の減少を抑制するとともに、東京圏に一極集中している人口及び活力を地方に分散することによって、将来にわたり活力のある地域社会を構築していく「地域創生」を積極的に推進しており、その取組を実効あるものにするためには、地域の経済と雇用を支える中小企業の成長や持続的発展が不可欠である。

中小企業は、経営資源の制約等から幾多の困難にさらされてきたが、県内の中小企業の多くは、競争力の源泉ともいえる伝統や文化、技術の継承のみならず、県民気質でもある時代を先取りする「進取の気性」を有し、自らの努力と創意工夫や挑戦を重ねることでその苦難を乗り越えてきた歴史がある。

こうした意欲を持った中小企業が持てる力を十分発揮できるよう、不足する経営資源を補い、その自助努力を支援していく取組が今求められている。

中小企業の振興が県政の最重要課題の一つであることを再認識し、地域の経済の活性化ひいては本県の持続的発展を確固たるものにするため、各般の施策を総動員することによって、地域ぐるみで本県の中小企業の振興、とりわけ小規模企業の振興に、県が先頭に立ち積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が地域の経済及び雇用を支え、地域社会の担い手として重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するとともに、兵庫県の地域創生を実効あるものとし、もって地域の経済の発展、雇用の促進及び県民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (3) 新規中小企業者 中小企業者のうち官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第2項に規定する新規中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 中小企業関係団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業の振興を目的とする団体であって、県内に所在するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫及び信用協同組合その他の金融機関であって、県内に事務所を有するものをいう。
- (6) 大企業者 中小企業者以外の会社（金融機関を除く。）であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (7) 大学等 大学、高等専門学校その他の教育研究機関であって、県内に所在するものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した中小企業者の経営の向上に対する自主的な努力及び創意工夫を促進することを旨として、推進されなければならない。

- 2 中小企業の振興は、本県に存する多様な技術、優れた産業基盤、特色ある地域資源等を積極的に活用することにより、推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業関係団体、金融機関、大企業者、大学等その他の関係機関と連携を図るものとする。
- 3 県は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、小規模企業者に対して、その経営の状況に応じ、事業の持続的発展が図られるよう、必要な配慮をするものとする。

（市町の役割）

第5条 市町は、県、他市町及び中小企業関係団体と連携し、中小企業の振興に関する施策を積極的に実施するよう努めるものとする。

（中小企業者の役割）

第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的な努力及び創意工夫により経営の向上に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、地域社会の担い手として、その事業活動を通じ、地域の経済の発展及び県民生活の向上に貢献するよう努めるものとする。

（中小企業関係団体等の役割）

第7条 中小企業関係団体は、中小企業者が経営の向上を図る取組に対して積極的な支援に努めるものとする。

- 2 中小企業関係団体は、その活動を行うに当たっては、県及び市町が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 金融機関は、中小企業の資金需要に対する適切な対応のほか、中小企業の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により、中小企業者が経営の向上を図る取組に対する協力を努めるものとする。
- 4 大企業者は、その事業活動における中小企業の重要性についての理解を深めるとともに、中小企業者に対し、事業機会の拡大及び技術の向上その他必要な協力をするよう努めるものとする。
- 5 大学等は、中小企業者が行う研究開発及び人材の育成に対する支援に努めるとともに、学生に対する中小企業に関する情報の提供及び就業体験等を通じた職業意識の醸成に努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、中小企業の振興が、地域の経済の発展及び県民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業者が供給する商品の購入及び役務の利用、中小企業における就労等を通じ、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定等)

第9条 知事は、中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業の振興に関する計画を策定するものとする。

- 2 知事は、前項の計画の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止（以下「策定等」という。）に当たっては、中小企業者及び中小企業関係団体の意見を聴くものとする。
- 3 前項の規定は、第1項の計画に基づく中小企業の振興に関する施策の策定等について準用する。
- 4 知事は、第1項の計画の策定等をしたときは、これを公表するものとする。

(議会の議決)

第10条 知事は、前条第1項の計画の策定等をするに当たっては、議会の議決を経なければならない。

(中小企業の支援体制等の強化)

第11条 県は、中小企業が抱える経営課題の解決に資するため、中小企業者が相談その他総合的な支援を受けることができる体制を整備するとともに、中小企業関係団体の活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業者の事業活動を担う人材の確保及び育成)

第12条 県は、中小企業者の事業活動を担う人材の確保及び育成を図るため、雇用の促進並びに職業能力の開発及び向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業者の雇用環境の整備)

第13条 県は、中小企業者による多様な就業の機会の創出を促進するため、中小企業者が行う従業員の仕事と生活の調和に配慮した雇用環境の整備のための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業の新たな事業の展開等の促進)

第14条 県は、中小企業の新たな事業の展開を促進するため、新たな商品又は役務の開発の促進、商品の新たな生産若しくは販売の方式又は役務の新たな提供の方式の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業の競争力の強化を図るため、技術開発の促進、産学官又は産業間の連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業の販路の拡大支援)

第15条 県は、中小企業の販路の拡大を支援するため、中小企業者の連携又は共同での販路の開拓を支援するとともに、見本市、商談会等に出展する中小企業者への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業者の受注機会の増大)

第16条 県は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、県の物品及び役務の調達、工事の発注等に関する中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業の創業等の促進)

第17条 県は、中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の実施、創業に必要な資金の供給の円滑化、創業をしやすい先進的な事業環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、新規中小企業者に対し、融資制度の充実、販路拡大の支援、官公需の受注機会の確保等の促進に努めるものとする。

(中小企業の事業の承継の促進)

第18条 県は、中小企業に蓄積された経営資源の散逸を防ぎ、円滑な事業の承継を促進するため、中小企業の後継者の育成、経営資源の効果的な活用に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地場産業の振興)

第19条 県は、地場産業を振興するため、商品の付加価値を高め、他の産地との差別化を図ることにより、情報発信力及び市場競争力において優位性を持たせるブランド化の促進、技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(商店街の活性化)

第20条 県は、中小小売商業及び中小サービス業の振興並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与する商店街の活性化を図るため、商店街の活性化に取り組む団体に対する支援、商店街における創業の促進又はまちのにぎわいづくりに向けた取組に対する支援、空き店舗の増加等により衰退が著しい商店街の再生を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援措置)

第21条 県は、第11条から前条までに規定する中小企業の振興に関する施策を推進するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の向上等を図るための財政上の措置
- (2) 中小企業者の資金調達の円滑化等を図るための金融上の措置
- (3) 中小企業者の事業活動の促進を図るための税制上の措置
- (4) 中小企業者に対する技術的な支援及び経営指導その他の必要な措置

(市町への支援)

第22条 県は、市町と協力して中小企業の振興に関する施策を推進するため、市町に対する情報提供、助言その他の必要な支援を講ずるものとする。

(施策の実施状況の報告等)

第23条 知事は、毎年度、第9条第1項の計画に基づく中小企業の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告の内容を公表しなければならない。

(補則)

第24条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(中小企業の振興に関する計画に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているひょうご経済・雇用活性化プランのうち中小企業の振興に関する部分を、第9条第1項の規定により策定された計画とする。

《各会派政務調査会長会での議論の経緯》

- ① 9月18日（金） 趣旨説明、論点たたき台提示
- ② 9月28日（月） 論点たたき台に係る協議
- ③ 10月2日（金） 関係団体（商工会連合会）からの意見聴取、論点協議
- ④ 10月5日（月） 条例要綱座長試案提示、パブリックコメント手続実施要領協議
- ⑤ 10月5日（月） 条例要綱座長試案に係る協議
- ⑥ 10月7日（水） 条例要綱座長試案に係る協議、パブリックコメントに付す条例要綱案の決定
（パブリックコメントの実施：10月8日～20日）
- ⑦ 10月14日（水） 条例前文座長試案提示
- ⑧ 10月22日（木） パブリックコメント実施結果報告、条例前文案の協議、決定、条例要綱案の最終決定
- ⑨ 10月26日（月） 条文案の確定